

中部地方整備局における総合評価落札方式 技術提案評価型S I 型について

令和8年3月16日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和8年4月1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bids/various_criteria/entry-11954.html）に掲載します。

◆技術提案評価型 S I 型の制度概要

観点	S型WTO(現行)	S I 型(試行)	S I 型(試行)に関する適用事項
対象工事	・発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事を対象とする。	・発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様に対して、競争参加者の技術向上提案を基に設計図書の変更(目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む)により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事や、新技術・工法等の活用が期待できる工事とし、港湾及び海岸工事におけるWTO案件を対象とする。	・当面は1件/年 程度の工事にて実施予定とする。
技術提案内容	・施工上の特定の課題等に対する工夫等を求める(従来テーマ)(指定テーマ数:2)	・従来テーマの技術提案(通常技術提案)に加え、以下の「技術向上提案」を求める。 ・技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して設計図書の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは新技術・工法等の活用が期待されるテーマ ※通常技術提案と技術向上提案にて、それぞれ1件の指定テーマを設定する。	・コスト縮減、工期短縮を求める提案は技術向上提案 テーマとして設定しない。 ・港湾局で実施中の試行工事において、積算計上することとなっているものについては、技術向上提案テーマとして設定しない。
落札者の決定方法	・入札価格が発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除した値(評価値)の最も高い者が落札者となる。		・入札価格には、技術向上提案部分に要する費用は含めない。
技術評価点の項目	・標準点 ・施工体制評価点 ・従来テーマの技術提案の点数	・標準点 ・施工体制評価点 ・通常技術提案の点数 ・技術向上提案の点数	・技術向上提案は通常技術提案と同時に評価を実施する。
予定価格の設定方法	・発注者が示した仕様に基づいて設定する。	・発注者が示した仕様に基づいて設定する。 ・技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない。 ・公告図書に技術向上提案に対する上限額を明示する。	・発注者は特記仕様書に示した仕様に基づき予定価格を設定し、競争参加者は技術向上提案部分に要する費用を含めない価格で応札を行う。
技術提案の履行義務	・履行義務あり。	・通常技術提案は、履行義務あり。 ・技術向上提案は、発注者が採用を決定した場合、契約変更を行い、当該提案の履行義務を負う。	・発注者より技術向上提案の採用決定を通知し、提案が採用された場合は契約変更の対象とする。 ・評価対象外(3つ目の工夫)となった提案は、実施義務が生じるが変更契約の対象としない。
発注手続き期間	WTO: 合計2.5 か月～3 か月程度	・技術向上提案作成に時間を要することが想定されるため、通常のS型よりも長く設定する。	・入札書、技術資料等の作成期間を7日程度延伸する。

技術提案評価型 S I 型の概要

1. 技術提案

従来テーマの技術提案（通常技術提案）に加え、「技術向上提案」を求める。

技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して設計図書の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは新技術・工法等の活用が期待されるテーマとする。

1) 指定テーマについて

指定テーマは2テーマ（通常技術提案テーマ、技術向上提案テーマ）を設定する。

なお、指定テーマを設定した理由については「設定理由」として記載している。

2) 提案数について

各指定テーマへの技術提案は、2提案行うものとする。

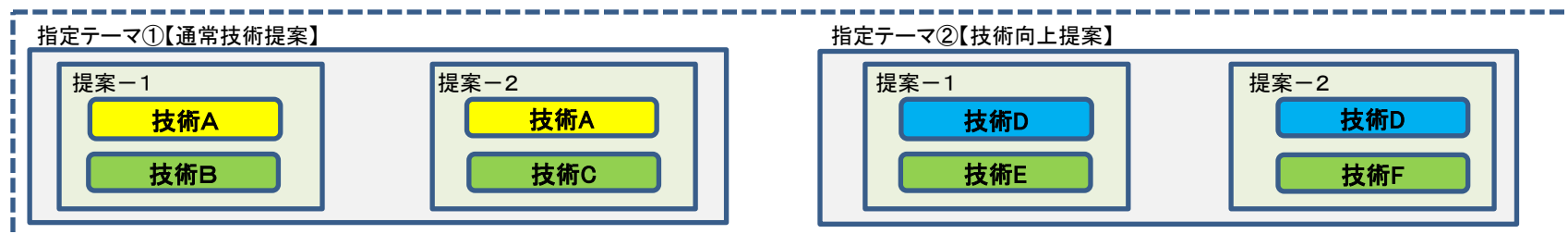
よって、通常技術提案2提案、技術向上提案2提案の合計4提案を行うこととなる。

3) 技術（工夫）の取扱いについて

各指定テーマにおける技術（工夫）の取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、通常技術提案、技術向上提案において、テーマに合致したとしても指定テーマ間での同一技術（工夫）の重複提案は認めないものとする。

※単一指定テーマ内での重複提案は可とする



技術提案評価型 S I 型の概要

4) 技術向上提案に関する費用の明示

発注者が示す仕様と比較して技術向上提案の実施に必要な費用が大きい場合で、発注者が当該提案を採用した場合は、発注者から通知を行い設計変更対象とする。（入札では提案の実施費用を予定価格、入札価格の双方に含めない）

発注者が上限金額（税抜き）を公告図書に明示するとともに、競争参加者が当該提案の実施にかかる各提案毎の概算費用を提案書に明示する。

5) 技術向上提案における費用の考え方

①提案時の概算費用

技術向上提案の提出段階では、詳細な内訳の提出を求めない。

※技術向上提案の実施に係る概算費用の多寡については評価対象としない。

②提案における費用計上の考え方

技術向上提案に係る費用の計上は、技術向上提案に係る増額分のみとする。

（技術向上提案-標準案）を計上するものとする。

※必要な調査・測量・設計、施工中の品質管理・出来形監理費用も含め計上する。

技術提案評価型 S I 型の概要

6) 技術向上提案の採用の決定

技術向上提案の採用の是非は、契約後速やかに発注者より通知する。

なお、通知時においては、変更仕様（案）の作成依頼、見積書の提出依頼を実施する。

7) 技術向上提案に関する契約変更

上記通知に係る工事内容が着手される期日までに変更契約を実施する。

8) 技術提案の履行義務

発注者より採用を通知した提案については履行義務が生じるものとする。

なお、技術向上提案については、契約変更を行い、当該提案の履行義務が生じる。

※ただし、3つ目の技術（工夫）と判断された場合は、評価対象とならないことから、契約変更対象とならないが実施義務が生じる。

また、提案内容の着手までに通常技術提案及び技術向上提案の技術提案履行計画書を提出することとし、工事完了後には履行報告書を提出することとする。

9) 技術提案の不履行に係る措置

契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じるものとする。

また、違約金の徴収及び工事成績点の減点措置を講じるものとする。

更に、技術向上提案が不履行の場合には、技術向上提案にかかる請負価格も減ずる措置を講じるものとする。

技術提案評価型 S I 型の概要

10) 技術向上提案書の記載方法(概要書)

入札説明書記載例

技術向上提案テーマ	〇〇〇の品質向上に関する提案《提案1、提案2》	加算点
設定理由	本工事は、〇〇であることから、〇〇のため〇〇が重要である。 このことから「〇〇」が重要であり、「指定テーマ」として設定する。	30点 (判定方式)
当局標準案	特記仕様書、港湾工事共通仕様書、土木工事共通仕様書、港湾請負工事積算基準、土木工事標準積算基準書、港湾工事安全施工指針、土木工事安全施工技術指針を標準とする。	

技術向上提案に関しては、実施に要する概算費用(一般管理費、間接工事費等を含み、税抜き。技術向上提案部分にかかる提案内容の実施にあたり必要な調査・測量・設計、施工中の品質管理・出来形管理費用も概算費用に含む)を算出し、それぞれの提案ごとに提案書に明記すること。

本工事において、求める技術向上の実施に要する費用の上限は、全提案の合計で●●百万円(税抜き)とし、この上限額を超えた提案については評価しない。

①「指定テーマ」

当該箇所には入札説明書に記載の「技術向上提案テーマ」を様式に転記する。

②「標準的な施工方法」

技術向上提案を実施しない場合における、当局指定テーマに対応した自社の「標準的な施工方法」を記載する。

③「技術向上提案の概要」

標準的な施工方法に対する、技術向上提案の実施内容を簡潔に記載する。

④「概算費用」

技術向上提案にかかる変更額(提案1、提案2)を記載する。

様式記載例

様式例 (別記様式-4-3)
(用紙 A 4 縦)

技術向上提案書 (概要)

工事名: _____

技術向上提案及び標準的な施工方法による施工の意志の確認	
技術向上提案の有無 (いずれかに「レ」点記入)	有 ☐ 無 ☐
※技術向上提案が有の場合についてのみ記述。 技術向上提案が不適切と判断される場合、標準的な施工方法で施工を行う意志の有無。 (標準的な施工方法で施工を行う意志が無い場合で、技術向上提案が不適切と判断された場合は競争参加資格が無くなるため注意すること)	有 ☐ 無 ☐

① 指定テーマ		
② ③ 提案	標準的な施工方法	技術向上提案の概要
提案1	【記載するにあたっての留意事項】 ①標準的な施工方法と技術向上提案を対比して記載し、技術向上提案の該当箇所に下線を付けること。 ②施工機械、使用材料等に関する技術向上提案を行う場合は、標準的な施工機械、使用材料等を記載すること ③技術向上提案の概要には標準的な施工方法を変更する内容や新たに取組む事項等を箇条書きで記載すること	
提案2		
概算費用 (税抜)		
	提案1	○百万円
	提案2	○百万円
	技術向上提案にかかる変更額 (合計)	○百万円
工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等について記述する。 ① ②		

- 注1: 提案項目数に関係なく A 4 用紙 (縦) ・ 1 ページ以内にまとめること。なお、規程枚数を超過した場合は、超過部分について評価の対象としないことから留意すること。
- 注2: 技術提案を行わない場合、当局が設定した指定テーマに対応した自社の「標準的な施工方法」のみを記述。なお、この場合「技術提案の概要」欄への記述は不要。
- 注3: 技術提案書の文字サイズは 10 ポイント以上、文字色は黒とし、装飾文字は使用しないこと。
- 注4: 申請者が特定できる文言等は記載しないこと。
- 注5: 概算費用は直接工事費及び一般管理費、間接工事費等を含んだ工事価格ベースを記載すること。なお、技術向上提案部分にかかる提案内容の実施にあたり必要な調査・測量・設計、施工中の品質管理・出来形管理費用も概算費用に含むこととする。
- 注6: 技術向上提案にかかる変更額が入札説明書で示す上限額を超過している場合は、当該技術向上提案については評価の対象としないことから注意すること。
- 注7: 技術向上提案に係る設計変更額は、技術向上提案にかかる変更増額以下とする。但し、第三の提案等で評価しない技術がある場合は、その分を差し引いた額が上限額となる。

技術提案評価型 S I 型の概要

11) 技術向上提案書の記載方法(詳細)

入札説明書記載例

技術向上提案テーマ	〇〇〇の品質向上に関する提案《提案1、提案2》	加算点
設定理由	本工事は、〇〇であることから、〇〇のため〇〇が重要である。 このことから「〇〇」が重要であり、「指定テーマ」として設定する。	30点 (判定方式)
当局標準案	特記仕様書、港湾工事共通仕様書、土木工事共通仕様書、港湾請負工事積算基準、土木工事標準積算基準書、港湾工事安全施工指針、土木工事安全施工技術指針を標準とする。	

- ①「指定テーマ」
当該箇所には入札説明書に記載の「指定テーマ」を様式に転記する。
- ②「提案〇」 ※〇は1、2のいずれか
当該箇所には、提案内容の即したタイトルを1行以内で記載する。
- ③「本工事の課題」
当該箇所には、工事内容、「指定テーマ」、「設定理由」を踏まえ、本工事において発生が懸念される課題、課題に着眼した理由について記載する。
- ④「技術提案の内容・効果・実施方法」
「本工事の課題」で記載した課題の解決策について、技術（工夫）の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法（時期、範囲、手順など）等について具体的に記載する。
- ⑤「概算費用」
技術向上提案にかかる変更額（技術（工夫）1つ目、2つ目）を記載する。
- ⑥「新技術の活用」
「技術提案の内容・効果・実施方法」に記載した中に新技術の活用がある場合、記載する。
※ここでの新技術は、「新技術情報提供システム（NETIS）」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発賞」を受賞した技術とする。評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限（NETISの場合は掲載期限）、受賞年月日を記載すること。

様式記載例

様式例（別記様式－4－4）
（用紙A4縦）

技術向上提案書（詳細）

工事名：

①	指定テーマ	【留意事項】 ・タイトルを1行以内で記載すること。（「技術向上提案書（概要）」と整合していること。）
②	提案1	
③	本工事の課題	【留意事項】 ・工事内容、設定理由等を踏まえ、本工事の課題、課題に着眼した理由について記載すること。
④	技術向上提案の内容・効果・実施方法	記載例 ○提案目的（※1行以内で記述する） ○提案する技術（工夫）（※1行以内で記述する） 技術（工夫）1つ目：●●●●●●●●《概算費用（税抜）〇百万円》 （技術（工夫）2つ目：●●●●●●●●《概算費用（税抜）〇百万円》＜必要な場合に記載出来る＞） ○具体的な提案内容 ・提案内容の概要 ・見込まれる効果 ・実施方法 など 【留意事項】 ・「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決策について、技術（工夫）の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法（時期、範囲、手順など）等を具体的に記載すること。 ・技術提案書（概要）に記載した内容と整合がとれていること。 ・1提案内で提案できる技術（工夫）は2つ以内（1つでも可）とする。 ・技術向上提案（技術（工夫））を提案する場合は、該箇所以下に下線を付けること。 なお、1提案内に技術（工夫）が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術（工夫）を評価し、3つ目以降の技術（工夫）は評価しない。ただし、複数の技術により一体化に構成された技術提案は、1つの技術（工夫）として提案することは可能とする。 評価対象とならなかった技術向上提案（技術（工夫））は、契約変更の対象としないが、実施義務は生じるので注意すること。
⑤	概算費用	○百万円（税抜） ※「技術向上提案書（概要）」と整合していること。
⑥	新技術の活用	【留意事項】 上記技術向上提案に記載した中で活用がある場合に記載する。 ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。 ・「新技術情報提供システム（NETIS）」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発賞」を受賞した技術の活用がある場合、評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限（NETISの場合は掲載期限）、受賞年月日等を記載すること。 ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時点で、有効期限（NETISの場合は掲載期限）内であること。また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。 ・新技術が1提案内で記載順に3つ目以降の技術（工夫）に記載されている場合、評価しない

- 注1： 提案1つにつき図・写真等も含め、A4用紙（縦）・1ページ以内にまとめること。提案数については入札説明書で確認すること。なお、規程枚数を超過した場合、超過部分については評価の対象としない。技術提案内容の補足説明の追加も認めない。
- 注2： 技術向上提案書の文字サイズは10ポイント以上、文字色は黒とする。（図・写真を除く）
- 注3： 技術向上提案を行わない場合、本様式の提出は不要。
- 注4： 概算費用は直接工事費及び一般管理費、間接工事費等を含んだ工事価格ベースを記載すること。
- 注5： なお、技術向上提案部分にかかる提案内容の実施にあたり必要な調査・測量・設計、施工中の品質管理・出来形管理費用も概算費用に含むこととする。
- 注6： 概算費用は技術（工夫）毎に記載すること。
- 注7： 根拠として文献等を引用する場合、そのコピーを添付し引用箇所を明確にすること。なお、文献等のコピーについては、注1の規程枚数には含まなくてもよい。
- 注8： 申請者が特定できる文言等は記載しないこと。

技術提案評価型 S I 型の概要

12) 留意事項

○別記様式 技術提案書（詳細）の留意事項

「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術（工夫）の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法（時期、範囲、手順など）等を具体的に記載すること。

- ・ 技術提案書（概要）に記載した内容と整合が取れていること。
- ・ 1 提案内で提案できる技術（工夫）は2つ以内（1つでも可）とする。
なお、1 提案内に技術（工夫）が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術（工夫）を評価し、3つ目以降の技術（工夫）は評価しない。
ただし、複数の技術により一体化に構成された技術提案は、1つの技術（工夫）として提案することは可能とする。
評価対象とならなかった技術（工夫）については、契約変更対象とならないが実施義務が生じるので注意すること。

○新技術の活用の留意事項

- ・ 新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。
- ・ 「新技術の活用」については技術資料提出期限日時点で、有効期限内であること。
（NETISの場合は掲載期限を迎えていない技術であること）
また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。
- ・ 新技術が、1 提案内で記載順に3つ目以降の技術（工夫）に記載されている場合、評価しない。

技術提案評価型 S I 型の概要

○評価しない提案内容（1 / 2）

- ・ 法令違反に該当するもの
- ・ 特記仕様書の内容と異なるもの
※図面に記載された内容（参考図除く）も該当する。
- ・ 指定された様式を外れて記載された部分のもの
（1 提案につき A 4 で 1 枚、10 ポイントを外れる記載）
- ・ 指定テーマに即していないもの
- ・ 「本工事の課題（別記様式 4－2、4－4）」の内容に対し、提案内容が合っていないもの
- ・ 同様の技術提案が複数回記載されている場合、評価された順で 2 回目以降のもの
※例）同様の技術（同じ技術）を場所や時期等を変えて提案 1、提案 2 で記載した場合は、提案 1 に記載された技術のみ評価する。
- ・ 「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」に該当するもの
※http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/file/content/file/210326_data3.pdf

技術提案評価型 S I 型の概要

○評価しない提案内容（2／2）

- ・ 特記仕様書、共通仕様書、請負工事積算基準、工事安全施工指針等に示すものと同等のもの
- ・ 他機関等との調整が必要となるもの
※海上保安部、港湾管理者、民間企業、漁業者等との調整、他工事との調整等
- ・ 提案の実施により新たな課題が生じるが、その課題解決についての具体的な記載がないもの
※例えば、精度確保（品質管理）に関する提案する場合、当該技術提案を実施すると標準案と比較し安全面で問題が発生する可能性があるが、その安全確保のための解決策が同提案内で未記載の場合。
- ・ 特記仕様書の工事内容に含まれない内容にかかるもの
- ・ その他、適切と認められないもの